

承認第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

平成24年度幕別町の一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年7月17日

幕別町長 岡田 和夫

平成24年度幕別町一般会計補正予算（第4号）

平成24年度幕別町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,498,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
11 地方交付税		5,893,000	589	5,893,589
	1 地方交付税	5,893,000	589	5,893,589
歳入	合計	13,497,548	589	13,498,137

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 教育費		1,168,751	589	1,169,340
	5 社会教育費	295,947	589	296,536
歳出	合計	13,497,548	589	13,498,137

# 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1地方交付税	5,893,000	589	5,893,589	1地方交付税	589	1 普通交付税 589
計	5,893,000	589	5,893,589			

歳 出

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支 出	道 金	地方債				
2公民館費	9,311	589	9,900				589	14 使用料及び 賃借料	291	5 発電機借上料 291
								15 工事請負費	298	1 棟内公民館非常用発電機設備 工事
計	295,947	589	296,536				589			